

## 第1回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談

平成26年5月26日(月)

事務局：それでは定刻となりましたので、これから宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます、環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは開会にあたりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日は村井知事、佐藤市長さん、浅野町長さん、そして猪股町長さんにおかれましては、お忙しい中、そして遅い時間にも関わらずご参集を頂きまして、感謝を申し上げます。特に村井知事におかれましては、このような話し合いの場を設けるべく、ご提案ご調整をして頂き重ねて感謝を申し上げます。詳細調査の候補地が所在する3市町長の皆さま方には、1月に詳細調査の候補地を提示したあと、様々なご苦勞やご心配をおかけし、大変申し訳なく思っております。

一方で宮城県内では、稲わら等の指定廃棄物の保管が逼迫しており、早急な処理が必要であるため、宮城県にとって必須の施設と考えております。

3市町からこれまでに頂いている要望書や質問書等を通して、ご地元から様々な声が上がっていることはよく承知をしております。これらを一つ一つしっかりと受け止めるとともに、ご地元からのご意見やご心配に、きちんとした形でお答えすると共に、詳細調査の実施が必要不可欠であると考えており、調査へのご理解をお願い申し上げます。

候補地を提示して以降、各市町、あるいは議会から要望を提出していただいたり、また私どもからも事務的な資料提供などをさせて頂いておりましたが、本日は市町長の皆さま方からご意見、ご質問をしっかりと伺いたいと考えております。

これまで、国では十分把握できていない部分もあるかと思っておりますので、ご地元の情報を把握することは、極めて重要と考えております。環境省と致しましても、宮城県の指定廃棄物を安全に処理するため、全力を尽くし、宮城県及び地元市町の皆さま方の協力を頂きながら、着実に前進できるよう取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局：それでは続きまして、村井宮城県知事からご挨拶をお願いいたします。

村井知事：本日は公務ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、井上副大臣、浮島政務官にもお越しを頂きまして、誠にありがとうございます。

一月に開催をされました、市町村長会議におきまして、指定廃棄物の最終処分場の詳細調査候補地が、3カ所提示されて以来、国と3つの市町の市長、町長の皆さまが、一同に会する機会というもの、これまでございませんでした。このため、県としては地元の意見を聞いて頂く機会を設けるため、県が仲立ちをしてこの会議の調整に汗を流してまいりました。本日はお手元の資料でございます通り、詳細調査候補地の選定経緯や、詳細調査の内容について、国から説明を頂きその後、3つの市町の、市長町長からご意見を頂くと伺っております。詳細調査を行う候補地の選定につきましては、これまでの市町村長会議のプロセスを経て、決定してきた所でございますが、3つの市町におかれましては、それぞれ様々な地域の実情も、おありかと思えます。県といたしましても難しい問題ではございますが、何とか着地点を見出して頂きたい。そういう思いでこの会議の調整を凶ってきた所でございます。本日の会議では、3つの市町の市長町長におかれましては、それぞれの地域の実情も含めて、忌憚のないご意見を出して頂きたいと思えます。そして国におかれましては、そしてその意見をしっかりと耳に、その意見に対し、しっかりと耳を傾けて頂きたいと思えますので、どうかよろしくお願い申し上げます。限られた時間ではございますが、私も機会がありましたら発言をさせて頂きたいというふうに思えます、よろしく願いたいします。

事務局：それではここで、本日の出席者をご紹介いたします。まず、栗原市佐藤市長でいらっしゃいます。

栗原市長：よろしく申し上げます。

事務局：大和町浅野町長でいらっしゃいます。

大和町長：よろしく申し上げます。

事務局：加美町猪股町長でいらっしゃいます。

加美町長：よろしく申し上げます。

事務局：宮城県の方からは、ただいまご挨拶を頂きました村井知事をはじめ、若生副知事にご出席頂いています。続きまして、環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上環境副大臣：よろしくお願いたします。

事務局：浮島環境大臣政務官でございます。

浮島政務官：よろしくお願いたします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくお願ひ申し上げます。

事務局：室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長

室石本部長：よろしく申し上げます。

事務局：それでは続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料の一番上に議事次第がついておりまして、その配布資料の一覧をつけてございます。議事次第の下が、出席者名簿でございまして、その下が座席表でございます。資料1が詳細調査の候補地の選定経緯、詳細調査の内容についてということでございます。次に、参考資料1というものが事務局の手違いで抜けております。参考資料1の別紙というのが入っておりまして、参考資料1はそれを概要版ということで要約したものでございますので、それは後ほど配布させていただきます。参考資料2が選定結果についての概要版とその別紙でございます。参考資料3-1、3-2、3-3はそれぞれの候補地の図面集となっております。配布資料は以上でございます。なお本日の会談はマスコミも同席可能としており

ます。ここでマスコミの方々にお願い申し上げます、撮影はここまでとさせていただきますので、カメラのほうはご退室を願います。カメラのほうは退室をお願いいたします。本日も円滑な進行にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

それではこれからの議事の進行は浮島政務官が務めさせていただきます。それでは浮島政務官よろしくお願いいたします。

浮島政務官：それでは私が本日の会談の進行役を務めさせていただきたいと思います。どうか本日はよろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。まず、本日の流れといたしましては、まずは議事次第にあります、議題1、詳細調査候補地の選定の経緯、詳細調査の内容に関しまして、環境省のほうから説明をさせていただきたいと思います。そのあとに、意見交換に移らせていただき、まずはご出席の3市町長の皆さまから順番にコメントをいただきまして、そのコメントについて環境省から回答をさせて頂いた後に意見交換を行う流れとさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは資料1について説明をさせていただきたいと思います。

梶原部長：廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。それでは資料1を使いまして、ご説明を申し上げたいと思います。資料1につきましては、既に3市町長の皆様方、村井知事、副知事におかれましても、よくご存じのことでございますので、簡単にご説明を申し上げたいと思います。まずは一枚おめくり頂まして、2ページ目でございます。これまで、第1回から2ページ目の右下、オレンジの枠の中でございますけれども、これまで、第1回から第5回までの5回、過去5回の市町村長会議を開催させて頂きまして、前回の第5回に詳細調査の候補地3カ所を提示させて頂いたところでございます。下でございますけれども、指定廃棄物の集約処分の必要性についてということでございますけれども、これについては集約して安全に処理・処分をしたいということで、第1回の市町村長会議で、ご説明を申し上げたものでございます。

ページをおめくり頂まして、第2回の市町村長会議におきましては、現在予定しております、私ども計画しております、最終処分場の安全性についてご説明をさせていただいたところでございます。ここにございますように、コンクリート層で二重に仕切ったもの更にはコンクリートにつきましても、色々とライナーですね、保護した形で地下水あるいは、表流水の汚染がないように、処分をするというものでございます。5ページ下のペ

ージでございますけれども、第4回の市町村長会議におきましては、指定廃棄物最終処分場の選定方法について、ご説明をさせて頂いて、ご了解を賜ったところでございます。それでちょっとまたページをおめくり頂きまして、6ページにございますけれども、最終処分場の候補地の選定ということでございますけれども、安全等の確保できる地域を抽出除外するという事と地域特性に配慮すべき事項ということで、観光に配慮して行う、また選定する土地としておきましては、利用可能な国有地及び県有地とするということ、それで6ページの下でございますけれども、4つの視点からの絞り込みということでございましたけれども、指定廃棄物の保管量については評価をしないという事で決めて頂いております。それで、最終的には3カ所の提示をさせて頂いているところでございます。

それで、7ページ、今後のことでございますけれども、詳細調査をさせて頂き、その詳細調査の結果につきましては有識者会議の評価を実施して最終的に1カ所提示をさせて頂きたいということでございますけれども、ちょっとページをおめくり頂きまして、8ページでございます。実際に詳細調査におきましては、色々な安全性等についての懸念にお答えするべく、例えばこの3つ、一番目としましては地質地盤調査、これにつきましては候補地の地質の地盤の性状あるいは地下水の性状を把握することを目的に文献調査、地表地質踏査、ボーリング調査、あるいは弾性波探査、標準貫入試験、現場透水試験、等を実施させて頂きたいと、そして施設への運搬作業のアクセス性を各部確認することを目的としまして、既存の道路状況、あるいは必要があれば候補地のアクセス道路のルートを開発することについても、その点を把握していきたい。3番目としましては土地の権利関係、候補地並びにアクセス道路の土地の使用に問題がないことを確認するために、候補地並びにその周辺の土地の所有者、土地の使用人等を確認するといったことを考えさせて頂いております。それで、9ページでございます。9ページ、これは仮にも詳細調査ということではないのですけれども、これまで最終的な候補地につきましては、生活環境影響調査、あるいは動植物調査を実施するという事のご説明を申し上げてきたところでございます。ただ、今回、一つのご提案でございますけれども、これらの調査の一部につきましては、調査方法をつめて、3カ所について先行してですね、同時期に開始をさせて頂きたいと思っております。既存の文献等による調査をベースと致しまして、必要に応じて現地でのデータ収集も行わせて頂きたいと考えているところでございます。

生活環境影響調査 につきましては、例えば資料 3つございますけれども、資料の調査、現地調査を行い、候補地およびその周辺的生活環境の現状を把握してまいりたい。調

査項目、調査方法につきましては、廃棄物処理施設の生活環境影響調査指針に準拠して決定していくことを考えております。動植物調査におきましては、既存の文献、あるいは資料調査を基本として専門家等へのヒアリングを行い候補地および周辺に生息します重要な種あるいは群落等の情報を収集して、施工時における配慮事項について検討整理をすることと考えております。今回いずれの3地域につきましても、新たにアクセス道路の開設というのは考えておりませんので、候補地およびその周辺について調査をしたいと思っております。いずれにしましても、この生活環境影響調査、動植物調査につきましては、詳細調査とは別のものという形で整理をさせて頂いておりますので、これまでの説明でもその形の説明をさせて頂いておりますので、最終的な一か所の絞り込みにあたりましては、この全てを反映させるということではなく、できるだけ早めにごこういった調査も開始をさせて頂きたいというものでございます。あと、参考の資料につきましては、参考資料1、大変恐縮でございます、資料の配布が遅れておりますけれども、第四回で候補地の選定のやり方について、お示ししたものを参考資料1及び参考資料の別紙として、また前回第5回の市町村長会議で、候補地3カ所の、詳細調査の候補地をご説明させて頂いたときのそれぞれ概要版とその結果についての詳細なものを別紙として提示をさせて頂いております。また参考資料3-1、2、3、これは、これまで各市町に、提示をさせて頂いた資料の一部ということでございますけれども、参考資料にさせて頂いたところがございます。私からの説明は以上でございます。

浮島政務官：それではまずご出席の3市町長の皆さまから順番にコメントをいただき、それぞれのコメントに対しまして環境省から回答させていただきたいと思っております。大変恐縮でございますけれども、後ほど意見交換の時間がございまして、ご発言はそれぞれ最大15分とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず栗原市の佐藤市長からよろしくお願いいたします。

栗原市長：栗原市です。座って説明をさせていただきたいと思っております。初めに候補地栗原市深山嶽の位置を確認したいと思います。深山嶽の周辺には栗駒ダム、荒砥沢ダム、花山ダムといった栗駒山麓の水瓶が位置し、また、間近には2008年岩手・宮城内陸地震より発生した国内最大規模の地すべりである荒砥沢大崩落地が存在する地形となっております。

次に、深山嶽の実態をご理解いただくため、皆様方の記憶にまだ鮮明に残っていることと  
思いますが、2008年6月内陸地震による大規模災害の様子を実際の映像でご覧いただ  
きたいと思います。その後に私の考えを申し上げます。

栗原市長：栗駒山麓の特徴として、栗駒山は活火山であり、火山学の権威である秋田大学  
の林信太郎教授によりますと、深山嶽の地層は、荒砥沢地すべりと同じ地層であると言わ  
れています。このことは、大きな被害があった地区と同じように、崩れやすい地層という  
ことであります。先ほど、映像でご覧いただきましたとおり、栗駒山麓一帯は、地質・地  
形から多くの地すべりが発生する地区となっております。岩手・宮城内陸地震により、深  
山嶽周辺の国有地においては、災害発生箇所の多さから、林野庁をはじめ、国土交通省や  
宮城、そして栗原市が570億円の復旧工事を実施しており、工事完了は平成30年と計  
画されております。

栗駒山麓一帯の地質構造について申し上げます。東北学院大学宮城豊彦教授によります  
と、軽くて砂のような堆積物であるシルト岩の上にこういう感じで脆い軽石凝灰岩が乗っ  
ておりその上に重くて固い溶岩である、溶結凝灰岩が乗っている構造となっております。  
すなわち、下が軽く、上が重い岩であるために、崩れやすい地層となっております。この  
構造が深山嶽地区、荒砥沢地区一帯の大規模な地すべりを発生させると考えており、皆様  
にもご理解いただけるかと思えます。

ただいま説明いたしました地質構造により発生した岩手・宮城内陸地震における深山嶽  
荒砥沢地すべりの災害の様子をご覧いただきます。岩手・宮城内陸地震は震度6強、マグ  
ニチュード7.2を観測し、栗原市における被害状況は、死者13名、行方不明者6名、負  
傷者197名、被害件数3,681件、被害総額315億円の大規模な災害でありました。  
この地震は、地盤地震といわれるものであり、数多くの地すべりや深層崩壊が発生してい  
ます。特に候補地の深山嶽周辺で発生した荒砥沢ダム上流部の地すべりは、全長1,30  
0メートル、最大幅900メートル、最大長さ148メートル、移動距離300メートル、  
東京ドーム50杯分にもなる、日本最大級の地すべりであります。栗駒山麓の地形は、山  
頂が火山本体、山麓の火山性堆積物からなる地すべりが起きやすく、侵食されやすい領域、  
その下方に新しい時代の堆積物からなる丘陵部、そして河川により土砂が堆積する平野部  
と続きます。東北工業大学千葉則行教授によりますと、栗駒山は活火山であり、地殻変動  
が激しく、地震、火山活動、斜面変動などダイナミックな変動を起こし続けております。

次に、栗原市耕英やまなみハウスにあります、国土地理院の観測電子基準点栗駒2の写真です。標高645メートルで、深山嶽とほぼ同じ高さであり、同じ地層と考えられるところです。この基準点は、岩手・宮城内陸地震後、約2.1メートルも隆起し、南東方向に1.5メートルの地殻変動が観測されております。このことから、現在もなお、栗駒山麓周辺の地形が変動していることが明らかであり、この山は現在も活動を続けています。これまで説明していた通り、栗駒山麓全体として、巨大地すべり発生後、地震、雨などによって変形が進み、新たな地すべりの可能性が高まり、地表面には変動の兆候がなくとも浅い地下部では無数に亀裂が生じております。このことから、これから将来、地すべりの発生要因となり、災害がいつ起こってもおかしくない状況にあります。

次に、この図は、環境省から提供がありました候補地深山嶽周辺の資料のひとつであり、防災開発技術研究所による地すべり地形分布図データベースであります。このデータベースは、2012年12月10日版とあるものの、1982年すなわち昭和57年で今から30年以上も前に作成された紙ベースの資料を電子化しただけのものであり、この中には1998年に竣工した荒砥沢ダムも記載されておられません。そして、2008年岩手・宮城内陸地震による3,600カ所もの地すべりが全く反映されておられません。候補地選定にあたる基本的な考え方として自然災害のおそれがある地域を除外と記されているのにも関わらず、このような資料をもとに選定されるのは大変疑問に思うところであります。

次に、これは2009年10月国土地理院による詳細活断層図であります。この図でおわかりのように、栗駒山麓全域で多くの地すべりが発生しており、深山嶽はその真っ只中に存在しております。また、変動し続ける火山であること、脆弱な地質により大規模小規模な地すべりが発生する現場でもあります。このことから私はいつ災害が発生してもおかしくない極めて危険な地域と理解しております。候補地の深山嶽が、自然災害のない安全な地域であることを科学的な根拠をもって示していただきたいと考えるものであります。

これは東北学院大学宮城豊彦教授が作成した、地すべり地形を解析したものです。候補地深山嶽地区北側は、大型地すべりがどんどん滑ってきている、そして南側は小型ですが、地すべりの起きやすい状態であります。つまり南側と北側がどんどん迫ってきている、そのような状況にあるのです。

これまで説明をしてきたとおり、この深山嶽地域周辺は地質・地形周辺の状況からいつ災害が発生し変形・崩落してもおかしくない地域であります。東北工業大学千葉教授は、地殻変動が激しい不安定な地域と話され、秋田大学林教授は、普通の発想ではありえない、

と仰っております。東北学院大学の宮城教授は、先日テレビで放送された NHK クローズアップ東北の中で、無謀であるとさえ仰っておられます。このような地域を恒久的な安定、絶対的な安全性を求められる最終処分場建設の候補地に選定されることはあってはならないことと考えます。それでもなお、候補地とされるのであれば、科学的根拠を持ってお示しいただきたいと思えます。以上です。

浮島政務官：コメントありがとうございました。

梶原部長：ありがとうございました。詳細にわたります私どもの考え方をこの場ですぐにはなかなか申し上げられるところではないですけれども、今様々な新しい情報も含めてお示ししていただいたことは大変ありがたいと思っております。ご承知の通り、今回の安全という意味での選定につきましては、例えば、地すべり危険箇所でありますとか、地すべり地形箇所でありますとか、砂防指定地あるいは急傾斜崩壊危険箇所、そして岩手・宮城内陸地震の後に国交省が行っております深層崩壊溪流の区域調査の中での相対的に危険度の高い溪流あるいは土石流危険区域、土石流危険溪流、あるいは活断層・推定活断層といったものを避ける形でされてきたところでございます。どのデータを使ってやるかにつきましては、市町村長会議の中でお示ししてやらせていただいた訳でございますけれども、他方で、今国土地理院が新たに、先ほど市長がご紹介になったように、活断層・推定活断層のデータを作るという作業も始めております。私どもといたしましては正しく今、市長がご指摘になられたような安全性の確保というものは重要であると考えておまして、是非詳細調査の中で実際の地質とかそういった弾性波探査とかいった地層の中の状況なんかにもついても、調査をさせていただいて、また最近の知見についても調査させていただければと思っている次第でございます。

栗原市長：よろしいですか。

浮島政務官：後ほど意見交換の時間を取っておりますので。

栗原市長：科学的根拠が示されていないと言っているんですから。それに対する回答が十分でない。私はそう思いますよ。今では回答にならないということですね。

梶原部長：ありがとうございます。市長もご存じのように、限られた情報の下で3カ所を設定させて頂いておる訳でございます、それで現地にいるんな実際のボーリング調査等々をやらせて頂いて、さらに知見を確認させて頂いて、その上で評価をさせて頂いてですね、それをこう説明させて頂いて、適地であるのか、あるいは全く全然だめなのかということをご議論させて頂ければ大変ありがたいと思っているところでございます。

浮島政務官：続きまして大和町の浅野町長さま、よろしくお願いいたします。

大和町長：大和町でございます。よろしくお願いいたします。今回、国の土地ということで選ばれたわけですが、最初にお伺いしたいのは国といいながら、この土地はそれぞれの管轄省庁があると思います。その管轄省庁としてこういったものが建つわけということはどう考えておられるかということをお聞きしたいと思います。というのはご存じの通り、防衛省の演習地の緩衝緑地という位置づけであります。米軍の演習があるということで沖縄の皆様の負担を軽減するということお引き受けしたわけですが、そのことによって住んでいる方の安全の問題があって封鎖したわけであります。残った場所につきましては緩衝緑地帯、セーフティゾーンとして防衛省に譲ったということで、そういう土地にこういうものが建つことについて防衛省はどう考えておられるか、第一に聞きたいというふうに思います。

それから地質の問題は、いま栗原の市長さんもお話されたようですが、うちのほうも古いデータになりますが、57年ごろに下原ダム、船形ダムが建設予定されまして、調査されています。そのときに地質等につきましても、地形につきましてもダムには向かないと明確に出されておりますし、地質につきましては栗原さんと同じような地質で、地すべり地域ということで表記がされておるところでございます。聞きますところ小野田層という層で、栗原さんも加美さんもわれわれの対象の層もそういう層で、決していい層ではない、悪い層だということで、ここにこういうものが出るということについて、専門家のお話もありましたが、私もそう聞いて、そういう候補にすること自体がいかがなものかと聞いております。もっと地元のことを知っている方に、地元の地質を知っている方のご意見を聞くべきではないかと思っております。

調査の中ですが、現地調査をやったということで聞いております。11月の21日から

12月28日ですか、1カ月間の間をやったというのですけれども、これはどこをやったのですか。どういう調査を、いつ、どこで、だれが、どんな資格を持った人がやった結果選ばれかというデータが全くない。

それと自然度でいいますと、植生自然度については第2回、第5回の5万分の1の植生自然図、または第6回、7回の基礎調査、2万5000分の1の植生自然図を参考にしたとあるんですが、あそこに升沢地区のデータはありません。升沢と下原は同じエリアになっておりまして、調査はされていないのだけど、自然度を出されておることについて、何をもってそういう判断をしたかということとされているのか、お話を申し上げております。その現地調査について詳細を出してほしい。これはうちの分だけでなく、たぶん県内何十カ所もやっているはずだから、そういうデータをお示しいただければと思っています。

あと、判断のしかたで下原は自然度4という評価をされています。評価の仕方と同じ場所にどうしても違う場合は高い方をやっている基準があるんですけれども、これについては場所がとれるという言い方をされました。2.3ヘクタールとれるということで自然度4と低い方になっております。環境調査とかそういった場合、メッシュでやるわけございまして、その部分の一部がいいからいいというわけではなく、全体をみるのが環境調査ではないかというふうに思っております。

ほかのところでは、温泉の観光地ですか、温泉については温泉の名があればそのエリア全部抜くといいながら、こういうところについては細かいところを抜くという評価のしかたについてはいかがなものかと思っております。

それから評価の方法が途中で変わりました。1回目こういう方法でやりましたという方法から、16項目あったのから、言い方を変えれば、地域住民の安心の観点をより重視するという目的で、16の項目を地元関係者の理解を得やすい場所を選定するために、自然度、生活空間の近接、水源の近接状況というふうに見直したとっているのですが、このことが私からみますと、大切なことを欠落してしまったのではないかと感じています。と申しますのはここにオオバヤナギというのが下原地区にあります。これは宮城県のレッドリストに載っています。のちのち壊滅状態になるので、残さなければというところがありまして、現在もそういった状況になっているわけございましてけれども、オオバヤナギ、私も現地見て確認していますが、こういったものがあるということ。

オオバヤナギについては下原地区の下原のダム建設のですね、ダムの位置を変えても残しましょうというデータも残っております。それから同じことを言えば、川からの距離、

これもカットされていますし、埋蔵文化財、ご承知の通り、あそこには下原の埋蔵文化財がございました。それも川からは本当に50メートルもないところでございます。こういったことで、公共施設の受け入れと仰いましたね、そういった全てのものが言い方が変わったことによってカットされてしまって、それが我々と言いますか、皆さんの理解が得やすいように変えたという割には、その辺のどうなのかという気がしております。

ここにある下原地区の紫の部分が遺跡でして、黄色の部分が演習場ですね。その間に丁度挟まれた南側の部分が下原岳となっております。

それから、これは新しい選定基準の中に地域の住民の安心な観点ということでまた言っているんですけども、水源の考え方ですけれども、水源の考え方について、取水地とか頭首工とかから取った部分について水源地だということになっていきます、評価をしているということでございます。私は水源というのはいわゆる水源だというふうに思っておりますし、そういった意味でちょっと相談点が違うのかなと思っております。それと、今回の評価の中では、水源が大和町側に流れる部分、嘉大神ダムというダムを見てやっているんですけども、反対側に流れている水源については評価に算定されないと思います。このさっき言いました荒川という川は50メートルと言いましたが、それがどんどん王城寺原に行っていくと、そして花川となります。そしてその川が流れて、農業用水、大崎、大衡、大和、そういったところに流れて農業用水源になっておるということ、これはどこでもある課題かもしれませんが、もう一つにはこれは水道水になっているということですね。色麻町の水道水になっております。この水を水道水として色麻町では飲んでいるという現状ですね。全員がそうだと思います。それから、王城寺原演習場の中でも、この水を汲みとって飲んでおられて、年間23万人ですかね。演習場に来られて、いろんな訓練をされるんですが、その人たちの飲み水になっておるということでございます。当然米軍の方々にも、これから今週、今月末に来られますけれども、その人たちも飲んでおられるということです。こういうことで、川の水についても、大変なそういった要素があるということです。

それから、地域の住民に配慮すべきということの中でございますけれども、我々も先ほども言いましたけれども王城寺原演習場のすぐ傍にあるということ、そして、ここで王城寺原の着弾地から取ったんですが、あの山の下がすぐ下原になります。600メートルになります。演習場から近いということで、さっきも一番最初に言った事情もありますし、また、残念ながら事故も、跳弾があったりですね、北海道で誤射があったりということ

ございますので、そういった場所ということは、住民の安心に配慮されているという認識では、全く違うのではないかというふうに思っておるところでございます。

それから交通事情といいますか、そういったものにつきましても、この現地在左の上でございますが、道路一本道でございます。ちょうど真ん中の黒い部分あれば小学校の通学路でございます。あの道路しかありません。あの位置についてですね。そういった道路の構成にもなっているということでございます。それからもう一つ地域の住民の特性に配慮するということでは、これも前に言ったように下原地区とは離れますけれども、大和町の小鶴沢地区で8,000ベクレル以下のものについてでございますけれども、今、がれきの処理をしておりました、おりましたというより終わりました。県内で処分している分の64パーセントということでございます。確かに他の市町村でも受けているのはございますけれども、県内での64パーセントを入れているという実績、そしてさらにその後今現在でございますけれども、上下水道の汚泥、これが6万5千トンを受入れしているところでございます。これを処理しないとそれぞれの企業といいますか、活動ができなくなるということで、やむを得ず受け入れている状況でございます。これだけ住民が復旧に協力するということで、大和町の方で協力している状況があるというものをこの地元を配慮すべきところでどのように配慮されているのかなというふうに思っておるところでございます。ちょっと時間がなくなってまいりましたので、以上といたしたいと思っておりますけれどもこんな状況でございますので、前から申し上げているとおり、副大臣のお話につきましてはですね、副大臣含め改めてご理解差し上げたいというふうに思います。

浮島政務官：コメントありがとうございました。

梶原部長：どうも有り難うございました。非常に多岐にわたったご意見を賜り大変ありがとうございます。まず第一点目でございますけれども、国有地、いろんな国有地がありますけれども、ここにつきましては、ご存じの通り防衛省が今管理している土地でございます。ただ、防衛省が管理している国有地ではございますけれども、防衛省とも相談をしておりますが、今回私どもの最終処分場という形で使用することについては、問題がないというふうに理解しているところでございます。いろんな経緯があるところを選ぶということも尊重させて頂いておりますけれども、使用そのものについては問題がないと思っております。

あと、地形地質の問題、例えば下原ダムあるいは船形ダムといったものを造る時の経過、あるいはその時の評価といったもののご指摘を賜りましたけれども、まさしく、そのいった土地そのものの情報というのは、先ほども言いましたようにボーリング調査等々で、しっかりとした知見をとって考えていくっていうのは、非常に重要な事ではないかと思っております。そういう意味では、しっかりと地盤、あるいは地下水、あるいは地質といったものを調べさせて頂いて、こういった土地なのかといったことも、完璧な知見をそろえて、ご説明をさせて頂ければと思っております。

現地確認をどうしたのかといったお話がありました。これは、現地確認についてはですね、宮城県内、絞り込みをやる段階のものの前、これは前回のデータでお示しいたしましたけれども、17カ所、実は現地確認をさせて頂いているところでございます。その17カ所につきましては、実際に地図情報等で確認した情報が、その通りであるのかどうかですね、例えば人家との離隔距離でありますとか、そういったものをベースにして絞り込んでいく訳であります。これは実際にどこにあって、それは位置情報が正しいですということを確認しながら進めさせていただくといった整理をさせていただいたものでございます。

それから水源のことにつきましては、私ども水源は重要な問題だと思っております。従いまして、最終処分場の構造という物の構造につきましても、非常に頑丈なコンクリート層の二重の構造で、なおかつモニタリングがしっかり出来るように、内部の点検をするための廊下を造ったり、あるいは周辺のモニタリングをしたりするという事で、細心の努力をすることによって、まずは地下水汚染あるいは、表流水の汚染がおこらないという形で対応させて頂くということを考えております。そのうえで、そうは言いつつもその安心という意味では、水源地これは実際の取水ポイントでやっておりますけれども、そういったところとの距離というもので、一応絞り込みをさせて頂いたところでございます。

あと、遺跡につきましてはですね、先ほど町長がお示しになられた地図がございました。私どもも、県のほうから、私ども候補地として提出させて頂いている、南西部の半分ぐらいが、それに該当するということを認識しておりまして、実際に詳細調査の中で、遺跡について、こういった形になっているのかあるいは、今後こういった調整が必要なのか、手続きがこういった形のものであるのか、ということを確認させて頂ければと思っております。今の、今の重複関係だけで言いますと、北東部の部分で面積が取れない訳ではないですけれども、実際にどの形で、その決めるということでは無いんですが、ど

ういった議論がさせていただけるかということも想定をさせて頂ければと思っております。また、経路、アクセス道路につきましても先ほど小学校の通学路といったお話がございました。どのようなアクセス道路にどのような物があって、どのような対策が取れるかといったような事についても、ご議論をさせて、詳細調査の中で確認しご議論をさせて頂きたいと思っております。

また、東日本大震災のがれきにつきまして小鶴沢の処分場として頂いたこと、大変有り難く思っております。宮城県内のがれき処理、あるいは8000ベクレル以下の下水道、上水道汚泥といったところの処分についての貢献度は極めて高いところだと思っております。大変恐縮でございますけれども、そういった情勢ではありますけれども、この施設、どこかで私ども最終の必要な1カ所は必要だと思っておりますので、適地であるかといった事を確認させて頂いて、皆さま方と議論させて頂ければと思っております。

浮島政務官：それでは続きまして、加美町の猪股町長、準備ができたらよろしくお願いたします。

加美町長：それでは今日は、井上副大臣、それから環境省みなさんに、これまで市町村会議で話し合われたルールに基づいて、田代岳、箕輪山は指定廃棄物最終処分場候補地から除外されるべき地域であるということを訴えたいと思います。ちなみに、田代岳という山はありません。これは地域を表す言葉です。指定された場所は箕輪山という山でございます。標高690メートルの山でございます。

最初に、除外されるべき理由の一つとして、国は安全な処分に万全を期すため、自然災害がある地域を除外するというふうな基本的な考えを示しています。具体的に地滑り、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震等というふうに指定されています。この地図は、加美町が1月20日以降、詳細なデータを提示してほしいと何度も国に申し上げて、ようやく4月18日に提示された資料に着色をしたものです。これは、地滑り地帯を表します。このピンクのところは今回指定された7.9ヘクタール、白地が平場でございます。見てわかるとおり、この候補地のギリギリのところまで地滑りが北側に起こっております。東側にも候補地から東側にすでに地滑りが起こっております。南側もそうです。この一帯が大きな地滑りを起こしている地帯であるということ、環境省から提示された資料でも明らかです。私はなんで、この資料が3カ月もかかったのか、納得ができません。

次にこの場所、大変急な場所ではありますが、これをですね、立体的な差にご覧いただきたいと思っております。これはGIS航空写真のデータを使って示した立体図でございます。ここが候補地でございます。ご覧のとおり、山の山頂にあります。3地区で唯一、山の山頂にあるのが、この候補地です。ご覧のとおり、地滑りがあちらこちらで起きております。この斜面、これからこの地滑り地帯ですね、よくこれはわかります。角度がだいたい40度、高低差が200メートルあります。そして、この候補地の一部の斜面、明らかに斜面崩壊しているのが見てとれます。近くの写真をご覧いただきたいと思っております。ここがその場所でございます。このとおり、ここは候補地です。候補地のところからこの斜面、大規模な斜面崩壊がすでに起きております。目で確認できます。さらに近づいてみますと、この場所は、このような状況です。これは凝灰岩、今日は私、凝灰岩を持ってきました。凝灰岩、これ、凝灰岩です。簡単に、これが凝灰岩です。こういった大変もろい凝灰岩でこの山一帯がおおわれています。さらに、候補地、ここが候補地の平場でございます。北側斜面もこのとおり、崩壊しています。ここも凝灰岩です。ここは入り口付近、この斜面崩壊、ここは泥岩です。これは泥岩ですね。ですからこの石は、ニッ石ダムの場合には使えなかったんです。今の私の主張は、国のデータでもはっきりと言われております。このデータは、あの場所から採石をする際に、東北農政局大崎農業利水事務所が発行した報告書です。私はなんで、なんで国がこの報告書をご覧にならなかったのか不思議でなりません。この報告書には次のように書かれています。第一に、採掘終了後の形状によっては、崩壊崩落が加速し、成瀬川水系と江合川水系の分水帯の崩壊が大規模に進行する恐れがある。さらに、箕輪山連山の東及び南側の斜面は、大規模な崩壊地地形となっている。このことから、原石山の採掘は残された地山及び周辺部等への雨水の浸入を容易にし、風化や崩壊を促進されることが予測される。さらにこの報告書にはわざわざこのように、粉々に崩落している写真を掲載したうえで、箕輪山連山の西南約200メートルの林道、日当たりのよい東南方向の法面、粉々になって崩落している。この状態が進行すれば、傾斜変換線も移動し、上部から一気に崩落する恐れもあるというふうにはっきりとこの報告書には書かれています。

除外されるべき理由の二番目、国では、必要面積約2.5ヘクタールを確保できるなだらかな土地を抽出する、というふうに抽出条件を示しております。そして、なだらかな地形の定義として、平均傾斜15パーセント以下、9度というふうに定義をしております。今日見たあれですと、2.64ヘクタールとありますが、それでは、この箕輪山の指定さ

れた場所の平場、何ヘクタールか測量しましたら、1.96ヘクタールしかありません。抽出条件を満たしておりません。さらに、平均傾斜、何度あるか、50パーセント。15パーセント以下9度に対して、50パーセント、26.5度です。まったく抽出条件を満たしていません。副大臣、わかりますか、この意味は。15パーセントというのは。100メートル行って、平場を100メートル行って、15メートル上がる土地なんです。これが平均傾斜15パーセントという意味です。この土地は、100メートル行って、50メートル上がるんですよ。これが50パーセントっていう意味です。いずれの抽出要件も満たしていないことは明らかです。これが現場です。ここが今申し上げた、平場の1.96ヘクタール、抽出条件を満たしておりません。さらにこの法面、ご覧ください。すでに法面崩壊しております。金網を張って、種子を吹き付けて、それでももうすでに7～8年でこういう状況です。こちらの斜面は崩壊をしております。そしてここの調整池、ここの護岸、写真で見えませんが、亀裂が南北に両側に走っています。つまり、すでにこちら側に動いているということなんです。ですから、これらの条件を満たしていないこの場所は、当然にして候補地から除外されるべきと、わたくしは確信しております。先週の金曜日、記者のみなさんと一緒にこの場所を訪れました。この写真は3月4日に撮ったものです。3月4日の時点でもまだ、積雪は3メートルから4メートル、しかしご覧ください。まったく候補地には雪がありませんでした。張り付いていませんでした。どういうことかわかりますか。風です、風。ものすごい強風です。私も驚きました。記者のみなさんも驚きました。飛ばされそうなほどの強風でした。国の特措法、基本方針には、作業を行う者の安全が確保されることが大前提であると書かれています。当然です。放射能被害から作業員の安全を守る以前に、建設そのものに大変な危険が伴います。行った方々はみんな一様にそう感じました。ここは、先週の金曜日、この地点ではほとんど風が吹いていなかった。中に行ったらものすごい風。まさに風の通り道。本町では4月30日に国に対していくつかの質問状を出しています。副大臣もご覧になったでしょう。この風に対する回答、文献や近隣における過去の観測データを収集したうえで、現地での風向、風速、観測を行う予定です。近隣の過去のデータと現地での観測データを比較するなどして、気象条件の想定を的確に行う予定であり、複数年の気象観測が必要とは考えておりません。とんでもないです。近隣のデータはまったく参考にならない。この入り口と奥ですらぜんぜん違うんですよ。複数年、数か月の風況調査でこの状況が把握できますか。できません。次いきましょう。

私が1月20日、雪崩の危険性があるかどうかの調査をしたのですか、と確認したところ、しておりませんと、おっしゃいましたね。3月4日、現地を見たときにまだこの状態。3～4メートルですよ。そしてこの雪庇、雪崩が起こる可能性のあるこの雪庇が、頂いているところにありました。今、知事のおかげで、山形に通ずる国道347号、通年通行に向けて取り組んでいただいております。何年もかけて雪崩調査をしているんです。おかげさまで今、序々に防止柵も付けていただいておりますけれども、冬の調査もせずに、数か月の調査で雪崩の危険性があるかどうかどうやってわかるんですか。とても私には信じられません。国の考えが。そして、この状態ですから、容易に冬場は現地には近づけません。車では行けません。通年通行しようとしたら大変な予算がかかりますよ。ヘリコプターも行けませんよ。もの凄い強風ですから。どうやって通年で管理をするのか、不可能でしょう。以上のことから、わたくしはこの田代岳を候補地から除外するというを強く求めます。まとめます。

理由の1番目、広範囲にわたって地滑りが起きています。斜面、法面の崩壊がすでに進んでいます。面積等の抽出要件をそもそも満たしていない。四番目、強風災害、雪崩の危険性がある。この場所は明らかに本来、候補地から除外されるべきであったと確信をしています。そして、ここはまさに分水嶺です。ここから二ツ石ダム、岩堂沢に水が流れ、鳴瀬川、大崎平野を通過して東松島まで流れています。江合川もそうです。この穀倉地帯、大崎公堂まで、すべてここから農業用水を取水しています。1月20日、加美町が候補地として指定された以降、加美町のJA加美よつばには、首都圏の7業者のうち、5業者から万が一この場所に指定廃棄物処理場ができれば、取引はできなくなりますと、さらに100年以上続く、菓子種のお店、宮崎の「みやこがね」で、菓子種が作られているんです。長い間取引をしている業者から、もうお宅から菓子種は買いませんと。さらに、東京に就職をしている息子さんから電話があって、かあちゃん、もう実家の米は送ってこなくていいと。大変ショックだったと。また、ある娘さんから電話があって、もう小さな子供を連れて里帰りできないと。また小学生は、もう僕はこの宮崎から出ていくと、こういうことがすでに起こっている。風評被害は確実に起こるんです。実被害が確実に起こるんです。まさに町の存亡に関わることです。町民はみな、今回のことに対して、白紙撤回を望んでいます。今日、ここに署名を持ってきました。ここには町内外から43,713名の署名が寄せられています。私は町民とともに、白紙撤回を求めます。これまで説明したような、説明した理由から、この場所は除外されるべき場所であると、強く訴えてまいりたいと思

います。ご理解のほどよろしく申し上げます。

梶原部長：どうも有難うございました。いろんな点についてご指摘を賜ったわけでございますけれども、まず地滑りの点でございますけれども、地滑り等につきましては私どもから出した資料もお使いになっていただいて、周辺地域の中で地滑りの状況がどうなっているかということを見ていただいたところでございます。今回の地域、実は、採石場跡地全体としては全体として7.9ヘクタールのところでございますけれども、7.9ヘクタール全部がその平地というわけではなくて、その中で実際にすり鉢状に開発をされているというところでございます。それでさきほど町長がおっしゃられて2.5に満たないというお話をされておりますけれども、私どもの計算では、平たいところの中心部のところとアクセス道路のアプローチのところを併せたところ、それともう一つは急傾斜になっていないところがアプローチのところにございまして、そこが平均して15度以下ということになっておりまして、そのこのところを併せて2.5ヘクタール確保できるというように考えてございます。そういう意味では必要な面積が確保できる情報ということで認識をしているところでございます。あとあの斜面崩壊とか地滑りの話につきましては、実際にその当該地区がどういう形で地滑りを起こすのかといったことについては、今、実際にボーリング調査等々もさせていただきまして、それで先ほどの農水省の調査データとかそういったものも比較をさせていただいて議論をさせていただこうかなと思っているところでございます。また、新しく地滑りの状況等につきましては、これまでのデジタルデータの中では全部生かしていないところもあるかと思えます。そういうことも含めて知見として整理させていただければと思っているところでございます。強風のことについてでございます。私も現地を見させていただいております。実際その強風のところでございますけれども、対策といたしましては例えば、今回廃棄物の埋め立てに使うところにつきましては鋼製の建屋の中で最終処分の行為を行うわけでございますけれども、最終処分場自体は、コンクリートの槽でございまして、開口部が非常に小そうございます。それで埋め立てたところからコンクリートの蓋をしていくといった構造のところでございますし、また、焼却炉を造るにしてもですね、焼却炉の作業場等々につきましては全部、建屋といったものを造るつもりでございます。そういう意味では、強風及び暴風雨にその、耐えられるような構造のものを考えているというところでございますけれども、ただ、それが本当に安全なのかどうかといったことにつきましてもですね、評価をさせていただければと思っておる次第で

ございます。風の情報につきましては、まさしくこの場所での測定データというものはないわけでございますけれども、その他のデータを使いながら、近似的に活用できるものかどうかも含めて検討させていただいてですね、評価をさせていただければと思っている次第でございます。いずれにいたしましても、今、いろんなご説明を賜りましたけれども、そういったものも確認を是非させていただければ大変ありがたいと思っておるところでございます。

浮島政務官：それでは特段のご意見、そしてご質問があれば賜りたいと思いますので、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

大和町長：さきほど国有地に関して防衛省のことがありました、そのときに、問題なしと理解と。これは、環境省の考えですか、防衛省ですか。

梶原部長：防衛省ともその調整をしております、防衛省の管轄地域内ではありますけれども、あそこにこういった施設を造ったとしても、それはそういう土地として使えないということではないというふうに回答をいただいているところでございます。従いまして、防衛省も含めて、もちろんそのいろんな状況のご議論、地元での調整点ももちろんありますけれども、王城寺原演習場の南600メートルということではありますけれども、それをもってして、最終処分場の用地として使えないということではないということでございます。それだけをもってして、ですね。もちろん、だからと言って使うということでは必ずしもなくて、その調査をさせていただいて、これからご議論させていただければ思っているところでございます。

大和町長：この調査の問題ではないと思うんですけれども、考え方ですので、地質とかそういうのは違います。このことについて、もしそうであれば、防衛省からも説明があるんでしょうか、地元。

梶原部長：実際に防衛省のほうから地元はどういったご説明があるかにつきましては、防衛省ともう一回調整を致しますけれども、少なくとも私どもは防衛省からそのようにお聞きしておるところでございます。

浮島政務官：他にございますでしょうか。

大和町長：もう一つですけれども、水の件でございますが、これにつきましては農業用水の問題、どこでもみなさんある問題、これは大変な問題であると思っております。それと、うちの場合というか、この場合は水道水になっています。それが使っているのは大和町ではなくて、よその町になります。よその施設になります。そういう人たちに対する説明とかそういったものはどうされるっていうか、お願いします。

梶原部長：詳細を調査させていただいてですね、データをしっかりきちんと科学的データも取りまして、評価をさせていただきたいと思っている段階でございます。その段階で地元のご説明をさせていただくつもりでありますけれども、さらに下流の色麻町に対するご説明についても、そのどうやっていいかということについては、ご相談をさせていただきながらやらせていただきたいと思いますと思っております。

大和町長：うちに相談されても、これは。

梶原部長：県とも相談していきます。

大和町長：終わりますけれども了解してはおりません。さっきの両方ですね。

栗原市長：先ほど私、科学的根拠を示してほしいと申し上げました。特にデータベースですね、古いデータベースを新しく、さも改定したような形で見せられてですね、実は昭和57年のものであったりとか、その、さも今回の選定の方法の一つとして選ばれたことについて、科学的根拠を示していただきたい。間違いのないデータといえるんでしょうかね。いかがですか。

梶原部長：県内のデータ各地の場所を比較するために、デジタル化されたものを使う、という整理をさせていただいております。そのデジタルデータで共通的に、Aという地区もBという地区もCという地区も共通して評価をするためには、共通した形のデータで整理

をするということで、どういうデータを使いながら整理をしますかということも市町村長会議でご説明して、やらせていただいたところでございます。それは今の段階でございます。それで、ただ、市長が今おっしゃられるように、そのデータは古いとか、新しい知見もあるとか、まさしくおっしゃるとおりだと思います。で、そのような点につきまして、詳細調査の中で新たなデータという形で組み入れて実際に評価をしていきたいという考えでございます。要る用地としては色々な他の地域も含めて共通の評価をするために共通のデジタル化されたものを使ってやりましたけれども、詳細にわたってやる際には、当然ながら最新の知見でもう一回再評価をさせていただくというのが当然のことだと思っております。そのために、例えばボーリング調査とかいろんなものをさせていただきたいと思っているところでございます。

栗原市長：そもそも選定方法の中でね、この古いデータを使ってクリアしてきたってこと自体がおかしいって言っているんですよ。これは間違いだったってことを正直に言われるわけですね。

梶原部長：間違いだったというよりも、共通のどこの地域でもある、共通にそのデジタル化されたもの、土地に関係するものとして整理されたもの、これを使いませんか、そのA地区とB地区とC地区ではデータのその新しさが違うとか、そういった問題もございしますので、共通にデジタル化されたもので使いたい、ということをご説明し、実際どういうデータを使うかということをご説明し、そのデータを使って整理をしたものでございます。これはあの、一つのやり方でございますので、そのやり方としてご提示をさせていただいたことでやらせていただいたわけでございますけれども、さらに、本当にその地区でその造れるのかどうかといったことについては、土地のデータをもう一回取り直すという思想であります。従いまして、今、新しく出てきたデータ、あるいは今後、調査、実際のボーリング調査等々で、出てくるデータも含めて評価をさせていただければと思っているということでございます。

栗原市長：一問だけ、今の、まったく私は理解できないんですね。正式な回答として受け止めておりませんので、それを理解しておいてください。私はあの、何もですね、ここで水の話とか、風向の問題、あるいは風評被害等については、時間がないので言いません

でした。絞り込んで話しております。従ってですね、地元にとっては大変無理な話をしているところでありますから、100パーセント理解が得られないと思っております。したがってですね、まずこの根本的なところをしっかりと科学的根拠をもって示されるよう、当然のことながら期待をしているところです。

浮島政務官：それでは加美町長さん。

加美町長：はい、お尋ねしますが、法面を削るってということでしょうか。

梶原部長：15度以上のところの、要するにすり鉢状になっていた先ほどの絵にありました、平たいところの奥のところですね、奥のところの法面を削るということは考えておりません。手前のほうにありますアクセス道路のところから入っていきますと、右側のところになりますけれども、そこにつきましてはですね、少なくとも、平均して15度未満のところでございます、先ほど町長もおっしゃられた、平均斜度が高いところにはなっておりません。そういったところも含めて2.5ヘクタールを確保できるものと現地で考えさせていただいた次第でございます。

加美町長：まったくルール違反ではないですか。削るなんて話は一度も聞いていないですよ。梶原部長。

梶原部長：すみません、そこはですね、15度未満なんです。15度未満の土地はですね、少なくともまっ平らな土地っていうのは、たまたまあそこはまっ平らでございますけれども、他の土地を含めてまっ平らな土地はありませんから、切ったり盛ったりは当然することになります。ただ、その15度以上の土地は考えていません、ということのルールはその通りだと思います。

加美町長：7.9ヘクタール、これが平均、指定された7.9ヘクタールとあるわけです。この平均傾斜が15パーセント以下9度ということですか。

梶原部長：すみません、7.9ヘクタールにつきましては、その岩石の採取跡地として、

登録をされている土地が7.9ヘクタールあるということでございまして、それが国有地として活用できる土地だということでございますから、その7.9ヘクタールっていうものが、実際にどういった土地であるかということを確認し、そのうち2.5ヘクタールがとれる地形があるということで、候補地にさせていただいているという次第でございます。

加美町長：われわれが、市町村長会議で受けている説明は、利用可能な国有地および県有地を対象と必要面積、埋立地プラス仮設焼却炉等約2.5ヘクタールを確保できるなだらかな地形と。平均的な傾斜が15パーセント以下と。該当しないじゃないですか。

梶原部長：繰り返して申し上げますけれども、7.9ヘクタール全体で他の土地もつまり2.5ヘクタール以上ある土地、2.5ヘクタールの他にある傾斜地も含めればおっしゃるとおりの論理になります。ただ、この地域の中で、なだらかなところ、つまり傾斜度15度以下のところを含めて考えれば、2.5ヘクタールとれるっていう制度でございます。

加美町長：日本語で、私どう解釈してもそう解釈できませんよ。誰も多分そう思っていなかったと思いますよ。そして、アプローチまでとおっしゃるけれども、アプローチっていうのは道路でしょ、入り口の部分でしょ。

梶原部長：私の言葉が悪ければですけど、アクセス道路からその先ほど広いところに入っていく土地があります。この土地もですね、岩石の採取地としていろんな形で今、使われております。私どもも、そこを使っていくつもりでございます。つまり、使える土地です。アクセス道路ではありません。その敷地の土地でございます。

加美町長：入り口のところですか。

村井知事：あの猪股さん、ここでそのお互いその、今度次回ですね、写真で、ここで、こういう断面図見て、この角度でこうだっていう説明を是非次の資料として。

加美町長：私から質問します。実は町のほうで、データの質問状を出してですね、この質

問に対する回答が5月にまいったわけですが、それ見ますと、11月の21、22日に現地確認調査をしたと、そしてその報告書が別添資料としてついておりました。この中で、こう書いてあるんですね。候補地は山頂付近の尾根上に位置するダムの原石山となっており、造成された平坦面が主体であるが、この地区だけでは必要面積が確保できない。が、植生、自然度6の地域を含めると、ほぼ平坦面で約2.6ヘクタールが確保可能。この時点でもう、平場だけでは確保できないとわかっていたんですね。まあまず聞いてくださいよ。

まあ、自然度についても絵を描いています。そして、電話で町のほうで環境省にお尋ねしました。4月15日です。うちの課長と環境省の新崎係長との話し合いです。やりとりです。15度のなだらかな2.5ヘクタール以上の土地の要件は満たしていない。財務局からの照会で選定、他の2カ所とは違う選考でした。もう2.5ヘクタール15度のなだらかな2.5ヘクタールの土地の要件は満たしていないって言っているんですよ。満たしてないですよこれは。そして、そもそも削るなんて話はこの場所は手をつけられませんよ。農水省があつた山を利用したときの報告書にも、その地域の方々と約束をちゃんと取り決めてるんですから。もうあれ以上あつた山は手をつけないっていうふうになつていますよ。こういうことも書いていますよ。現在、暴風山的役割を果たしていると思われる。南端孤立峯を除去した場合、北西地方からの風は一気に東側丘陵地に侵入し、農林等や場合によっては降雪量等による集落地等へも影響を与える恐れがあると。そういったことがあつて、旧宮崎町とそれから地域の方々と話し合つて、あれで止めたんですよ。ですからあれ以上の法面を削り取るとか、そういうことは、これはその当時の約束違反ですから。

梶原部長：先ほど申し上げましたように、そのすり鉢状に耕されている土地ではありませんけれども、そのすり鉢状の法面を削るということは一切申し上げておりません。で、これはあとで知事から言われたように説明したいと思っておりますけれども、入り口の低い、なだらかなところを対象にするということです。

加美町長：それからですね、もう一つあつた、これは最後の質問ですが、意見といたしますか、先ほど梶原部長は共通のデジタル化されたもので整理をしたというふうにおっしゃっていますね、ところが、先ほど申し上げたように、新崎係長は、財務局からの照会で選定、他の2カ所とは違う選定でした、というふうに言っています。さらに、加美町が出

した質問書、これの回答にもですね、こう書いてあって驚いたんです。なお、田代岳については災害復興のために利用可能な国有財産として東北財務局からの情報提供を受けた国有地であり、面積7.9ヘクタールうんぬんかんぬんと、ですから、先ほど言った、共通デジタル化されたものによって整理されたものじゃないってことですよ、これは。

梶原部長:例えば、国有地のなかに利用可能なものであるかどうかという議論があります。例えば、当然ながら建物が建っているとか、そういったものについてはすぐには活用できません。そういったようなものについて、その国有地を管理するところに対して、どういったような利用可能な国有地がありますでしょうか、といったような問いについて上がってきたものであります。それで、それを国有地として対象にしているということで、その国有地の対象の中から基本的にその除外すべきデータ、これについては先ほど言いましたようなデジタル化したデータを使うということでございますけれども、本編については、その利用可能な土地という形としてピックアップを受けたものでございますから、そのなおかつ現地で改変されているということもありましたので、その現地確認をさせていただき、先ほど言いましたような2.5ヘクタールがとれるという整理で対象になったというものでございます。

加美町長:まったく回答は理解できません。

浮島政務官:本日は本当にさまざまなご意見をいただきました。本日のご意見の一部に関しては、ご回答させていただいた部分もでございますけれども、ご回答できていないご意見もでございます。これらのご意見につきましては、改めてまたご回答させていただきたいと思っております。

村井知事:私は黙ってお話を聞いておりましたけれども、本当に3人の首長さんをですね、地元を代表する声、本当に悲痛な声でありました。本来、このような問題がなければですね、これだけの調査を自分たちでして、これだけの時間をかける必要はなかったわけでございますして、この地元のやはり憤りというものをですね、井上副大臣をはじめ、環境省のみなさん本当に良く受け止めていただきたいと、強く申し入れたいと思っております。その上で、3人の市長さん、町長さんがたにお話しをさせていただきたいと思っておりますが、今、3人揃

って、こういうお話をしていただいたことで、私自身もですね、非常に問題、共通する問題、または地域個別の問題意識というものがよくわかりました。非常に良かったというふうに思って、そういう意味では今日やって良かったというふうに思っております。私は皆さん側に付いている立場でございますが、同時に少し地元から離れているところに住んでいるものとして、立場にいるものとしてですね、今回の環境省が3カ所に絞ったというのは同じ条件で、市町村長会議で決めたルールに基づいて同じ条件で調べた結果、3カ所になったということでもあります。今、ご説明いただいてですね、この環境省が決めて、市町村長会議で決めた基準、ルールにすら当てはまっていないんじゃないかという主張、よくわかります。しかし、今、聞いたところで3人とも言いたいことは同じで、環境省が示した基準、条件を満たしていないという主張であります。俺のところだけは外せという気持ちもよくわかりますが、ここで1カ所だけ外す、2カ所だけ外すということになりましたら、おそらくこの議論は全く前に進まなくなってしまうというふうに思います。是非ともですね、3人一緒にまずは足並みを揃えてこの会議にですね、臨んでいただきたいということを、地元の知事としてお願いを申しあげたいというふうに思います。そして、その上で、確認したいんです。これいつまでも時間をかけてだらだらやればいいのかということではなく、どんどんどんどんステップアップしていかなくてはなりません。私はあの市町村長会議に戻せという首長もおられます。また他県にこの際持っていくべきじゃないかという首長もいます。しかし、私自身ですね、これでまた時計の針を元に戻すことは難しいと思っております。前に少しでも進めたいというふうに思っておりますが、今日、いろいろなご意見が出ましたけれどもですね、このへんの回答をできれば早い段階で10日以内ぐらいにですね、あのまとめていただいて、次の会議をですね、できれば10日前後ぐらいに開催したいと思うんですけれども、副大臣どうですかね。

井上副大臣：ちょっと知事のご質問に答える前に、本当にありがとうございました。知事もおっしゃっておられましたけれども、3人の市長さん、町長さん、本当に大変な思いの中で、そして今日もご出席をいただき、いろいろなお話を伺わせていただいた、そしてそれがやはり、われわれのほうでこの詳細調査の候補地ということで指定をして、そしてそのことによってこういったことが生じているということで、これは本当に申し訳なく思っております。ただ、他方で一時保管の状況がひっ迫していることなどを考えますと、なんとかしてこれを前に進めていかなければいけない、そういう思いであります。今日のこの会

議もですね、知事さんのリーダーシップをいただきまして、開催をさせていただいて、本当に良かったと私は思っております。私ども、力不足でですね、われわれだけではなかなか把握できていなかった地元特有の事情でありますとか、ご意見というものをこの会議によって、しかも市長さん、町長さんから直接伺うことができた、そういう意味では大変有意義だと思っております。今日どうしてもですね、あの、初めて伺うお話もあるので、この場で私どもの回答不十分なものも多かったと思いますけれども、しっかり受け止めてですね、なるべく早く今日いただいたご質問、ご意見に対して、しっかりと答えられるように大至急整理をしたいと思っております。知事さんもおっしゃったようにですね、10日ぐらい、ということで、われわれも早くやらなければいけないと思っておりますので、なるべくできれば10日ぐらい、お時間をいただければ大至急、それを整理して、そしてこういった会をですね、もう一度開いていただければその場でお答えをしたいと、そういうふうに思っています。

村井知事：ありがとうございます。当然、副大臣、東京から来られますのでですね、われわれやはり副大臣の日程を最優先しなければいけないと思っております。この際、提案なんですけれども、今、お話を聞いていて、だんだんこう、問題点というものが見えてきましたので、10日で結論を出せるということならばですね、副大臣の日程を中心にですね、当然日程調整をいたしますけれども、全員が揃わないという場合も、議会の日程もありますし、あるいは体調がおかしくなったというようなこともあるでしょうから、あの3つの市、町、そして県ですね、国、5者の会談をやるという日が決まらしてですね、どうしても出られなくなったというようなことがありましたならば、そのときには代理でもこの議論を進めていくということにしたいと思うのですけれども、どうですかね、協力してもらえないですかね。

加美町長：はい。代理出席はあり得ません。これだけの問題ですから。地域の存亡に関わる問題ですから。これは代理出席は決してするべきではない。それからもう一つ、今度の会議を開く前に、まず国からですね、文書で回答をいただきたいと思っております。それをわれわれも検証させていただいた上で、臨みたいと。

村井知事：それでは、申し訳ないですけど、町長、そのやり方をやっている、納得でき

ないから回答くれるまで前に進まないということになってしまってもう、こういう会議がずっとできなくなってしまいますので、その回答は、当日、まあ、例えば前日なりによこせということはいいいんですけれども、その回答を見てからじゃないとこの会議に臨めないということならば、もうこの会議はできない。

加美町長：すぐ回答できるんじゃないんですか。

村井知事：ですから、この会議をやるという日にちを決めて、事前に資料をよこせということならば、当然、資料を見てですね、それに対して反論をする準備が必要だから資料をよこせならいいんですけども、資料を見てから出席するかどうかを判断することではですね、残念ながら、この会議がいつできるかわからなくなってしまいますので、それはもう日程を決めて、この日をコンクリートにした上でですね、その資料を出すと、もちろん、あのすべての首長が出られる日程を調整しますが、みなさん議会があり、国会の関係があり、いろんな公務がありますので、あの最優先、もちろん、加美町長の日程も優先いたしますのでですね、

加美町長：いや、私だけじゃなくて。

村井知事：その際には資料を事前に何日か前に出せるように協力はしてもらいますけれども、その資料を見てから出るかどうか判断するというのだけはお止めいただいて、日程を決めたらその日でやっていくということで、できれば今日ですね、次回の会議の日程まで決めてしまって、その日は決めてしまうと、それで準備をそれぞれ進めていって、それで資料を事前に渡して、3人の首長さんがたが、その資料を見て、それに対して反論できるような準備をしていただくという形にしていかないとですね、建設的な議論はできないんじゃないかなと思うんで、そういう感じでみなさんいかがですかね。どうですかね。

栗原市長：日程の話は、私は詰めて構わないと思います。当然のことながら、私どもが今、質問をさせていただいたことに対する、中身の濃い回答をもらって、前へ一歩進めるような回答を是非期待したいものだと思っていますから、是非、丁寧な、わたくしの質問に対して、十分な回答をもらいたい。そのために必要であれば、10日間であれば10日間の

間で、努力されるべきだと思います。日程は調整をさせていただきたいと思います。ただ、わたくしどもも、稲わらの説明会とかですね、重要な夜の会議が入っておりますので、時間、日にちさえ合えばですね、時間だけ調整をしてもらえれば…、

村井知事：この会で次回を決めてしまいます。

栗原市長：時間も決めてもらえればいいんです。

加美町長：それは無理です。今は決められません。

栗原市長：前に進めなければいけないんでしょう。

村井知事：前に進まないんです。だってこれだけ忙しい人間がいるわけですからね。それを10日後と言っても、10日以内と言ったら、10日前後と言ったらもう、限られていますので、議会の日程もありますので、やっぱり。

加美町長：この場では決めませんよ。忙しいんですから、日程を調整しないと。ここではできません。帰ってから日程調整させてください。

村井知事：あの、10日前後じゃあ入れてくれますね。

加美町長：ですから戻ってから日程調整します。今はなかなか。

村井知事：どうですか。

大和町長：私は今日、いろいろ意見を言わせていただきました。これに対する回答を当然ほしいわけです。それに対するまた、こちらのあの、お話をさせていただく機会っていうのはあってしかるべきというふうに思いますので、あの日程は私はなんとしても調整して、わたくしは出るようにしたいと思います。ただ、今お話があるとおり、その場で回答をもらったのではわれわれもまた、答えができませんので、それに対する回答は前に事前に頂

戴して、それに対しての考え方をまた持って、内容ある会になるようにするというので、それをまた日程調整したいと思います。

村井知事：あの、じゃあですね、10日前後で開催をするということだけここで決めておいて、日程調整についてはですね、国と県のほうで3つの町と市と、よく調整をさせていただくということにしたいというふうに思います。みなさん忙しいと思うので、早めに調整、もう明日にでも、すぐにでも調整に入りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。あの、大変お忙しいと思いますけれども、お越しいただいて、早めに行ければ二日ぐらい前には資料をいただくとありがたいと思いますので、ちょっと協力をいただきたいというふうをお願いいたします。申し訳ありません。よろしく願いいたします。この資料を読み込んで、またその議論をするということにさせていただきたいと思います。

加美町長：もう少し早く、できるだけ早くお願いします。

村井知事：はい。そういうことで、あのよろしいですか。町長、よろしいですか。

加美町長：はい、いいです。

村井知事：では、開催をするということで、やりたいと思います。

加美町長：あの、2日ではなく、できるだけ早く、やっぱりいただきたいと思います。

村井知事：かなり町長、いっぱいおっしゃったんで、かなりボリュームあるんで、まあとにかく、でも最優先でやっていただいて、なるべく1日でも2日でも3日でも早くですね、資料をよこしていただきたいと思います。まあその資料提出時期も併せて、プラス3日ぐらい見て開催時期を決めてみたいと思いますので、梶原さん、よろしくお願いします。

梶原部長：はい。

浮島政務官：本日は本当にあの、貴重な意見交換の機会をいただき、本当に有難うございました。最後に副大臣のほうから一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

井上副大臣：長時間にわたりまして、大変ございました。最後に知事もおまとめをいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、本当に今日は有意義な会議になったと思っております。あの早急にですね、いただいたご意見、ご質問に回答できるようにということでとりまとめさせていただいて、そして、10日前後のうちに日程調整をさせてもらって、是非、次の会議を開催させてもらいたいと思っております。町長さんおっしゃるように、その、何日か前、早くその文書をお見せするというので、是非お願いできればと思っております。どうも有難うございました。